5.298
付加分配：インドでは、549.75―550.25MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。
5.299（未使用）
5.300
付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア、スーダン及び南スーダンでは、582―790MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.301（未使用）
5.302（未使用）
5.303（未使用）
5.304
付加分配：アフリカ放送地区（無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照）では、606―614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.305
付加分配：中華人民共和国では、606―614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.306
付加分配：アフリカ放送地区（無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照）を除く第一地域及び第三地域では、608―614MHzの周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.307
付加分配：インドでは、608―614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.308（未使用）
5.309
業務の種類の地域差：コスタリカ、エルサルバドル及びホンジュラスでは、固定業務による614―806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.310（未使用）
5.311（未使用）
5.311A
620―790MHzの周波数帯については、決議第549（ＷＲＣ―07）を参照。
5.312
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは645―862MHzの周波数帯、ブルガリアでは646―686MHz、726―758MHz、766―814MHz及び822―862MHzの周波数帯並びに830―862MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは、830―860MHzの周波数帯は2012年12月31日まで、また860―862MHzの周波数帯は2017年12月31日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。
5.312A
第一地域においては、694―790MHz帯の移動業務（航空移動を除く。）による使用は、決議第232（ＷＲＣ―12）の規定に従うものとする。決議第224（ＷＲＣ―12、改）も参照。
5.313（未使用）
5.313A
バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン及びシンガポールでは、698―790MHzの周波数帯又はその一部は、ＩＭＴを導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015年までは、この周波数帯でのＩＭＴによる使用を開始しない。
5.313B
業務の種類の地域差：ブラジルでは、698―806MHzの周波数帯の移動業務への分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第5.32号参照）。
5.314
付加分配：オーストリア、イタリア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス及び英国では、790―862MHzの周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。
5.315
代替分配：ギリシャでは、790―838MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5.316
付加分配：ドイツ、サウジアラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、英国、シリア、セルビア、スウェーデン及びスイスでは、790―830MHzの周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830―862MHzの周波数帯を、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。この分配は、2015年６月16日まで効力を有する。
5.316A
付加分配：スペイン、フランス、ガボン及びマルタでは790―830MHzの周波数帯、アルバニア、アンゴラ、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラク、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、ポーランド、カタール、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ及び第一地域に属するフランス海外県では790―862MHzの周波数帯並びにグルジアでは806―862MHzの周波数帯を、航空移動業務を除く移動業務にも一次的基礎で分配するが、この分配は、適宜、無線通信規則第9.21号及びＧＥ06協定の下で得られた、関係主管庁の合意に従うことを条件としており、関係主管庁には、適切であれば無線通信規則第5.312号に定める主管庁が含まれるものとされる。決議第224（ＷＲＣ―12、改）及び第749（ＷＲＣ―12、改）を参照。この分配は、2015年６月16日まで効力を有する。
5.316B
第一地域においては、790―862MHzの周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への一次的基礎による分配は、2015年６月17日から発効し、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則第5.312号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。ＧＥ06協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第224（ＷＲＣ―12、改）及び決議第749（ＷＲＣ―12、改）が適用される。
5.317
付加分配：第二地域（ブラジル及びアメリカ合衆国を除く。）では、806―890MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。